

## 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護又は指定介護予防型訪問サービス又は指定生活援助型訪問サービス〕事業運営規程

2021年4月1日改定

### (事業の目的)

第1条 公益財団法人淀川勤労者厚生協会が設置する淀協ホームヘルプステーションみてじま（以下「事業所」という）において実施する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護または指定介護予防型訪問介護または指定生活援助型訪問サービス〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (指定訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する指定訪問介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 前4項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第26号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
  - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 7 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (指定介護予防訪問介護運営の方針)

第3条 事業所が実施する指定介護予防訪問介護は、利用者が可能な限りその居宅にお

いて、要支援状態の維持もしくは改善を図りまたは要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか「大阪市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第31号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (指定介護予防型訪問サービスの運営方針)

第4条 事業所が実施する指定介護予防型訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (指定生活援助型訪問サービスの運営方針)

第5条 事業所が実施する指定生活援助型訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日

常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### （事業の運営）

第6条 この事業所が実施する事業の提供にあたっては、当該事業所の訪問介護員によってのみ行なうものとし、第三者への委託によって行なわないものとする。

#### （事業所の名称等）

第7条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 淀協ホームヘルプステーション・みてじま
- (2) 所在地 大阪市西淀川区御幣島4丁目3番22号

#### （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第8条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）  
従業者および業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行なう。
- (2) サービス提供責任者 5名以上（常勤職員5うち1名は管理者兼務）
  - ・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画または介護予防型訪問サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
  - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を行うこと。
  - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
  - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 15名以上〔常勤専従5名 常勤兼務1名 非常勤10名〕  
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画または介護予防型訪問サービス計画)に基づき事業の提供にあたる。

(4) 訪問事業責任者 5名以上 (※サービス提供責任者が兼務)

- ・生活援助型訪問サービスの提供に当たって、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・サービス提供者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・サービス提供者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(5) 生活援助型訪問サービス従事者 15名以上

生活援助型訪問サービス従事者は、買い物、掃除、洗濯、調理等の指定生活援助型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第9条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～土曜日
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は午後1時まで(日曜日は電話対応なし)
- (3) サービス提供時間 月曜日から日曜日 午前6時から午後10時まで

(指定訪問介護の内容)

第10条 本事業所で行なう指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ①排泄・食事介助
  - ②清拭・入浴・身体整容
  - ③体位交換
  - ④移動・移乗介助・外出介助
  - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事

(指定介護予防訪問介護の内容)

第11条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成

- (2) 介護予防訪問介護費（Ⅰ）…1週に1回程度
- (3) 介護予防訪問介護費（Ⅱ）…1週に2回程度
- (4) 介護予防訪問介護費（Ⅲ）…1週に2回程度を超えた場合

(指定介護予防型訪問サービスの内容)

第12条 指定介護予防型訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防型訪問サービス計画の作成
- (2) 介護予防型訪問サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
- (3) 介護予防型訪問サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
- (4) 介護予防型訪問サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

(指定生活援助型訪問サービスの内容)

第13条 指定生活援助型訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成
- (2) 生活援助型訪問サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
- (3) 生活援助型訪問サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
- (4) 生活援助型訪問サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

(事業の利用料等)

第14条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとする。

2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとする。

3 指定介護予防型訪問サービス又は指定生活援助型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(平成29年4月1日)に規定する額(月単位)とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第 15 条 通常の実業の実施地域は、大阪市西淀川区及び大阪市淀川区とする。

(衛生管理等)

第 16 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 訪問介護員等は事業の提供を行なっている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 18 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条または第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に係る利用者からの苦情に

関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

#### (個人情報保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (地域との連携等)

第22条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 事業所は、従業員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年最低 4 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益財団法人淀川勤労者厚生協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

営業日時、職員体制	2004年11月1日
訪問介護の内容	2004年12月1日
介護予防訪問介護の開始	2006年4月1日
サービス提供責任者3名化	2009年11月1日
虐待防止に関する事項の追加、サービス提供責任者3名を2名に	2011年10月1日
事業所統合によるサービス提供責任者4名化	2012年4月1日
日中の身体介護20分未満体制のため営業時間の変更	2013年3月1日
法令改正によるサービス提供責任者増員6名化	2013年3月1日
職員体制及び記録の保存期限についての変更	2013年4月1日
法人形態の変更、運営の根拠法(市条例)、サ責の増員7名化	2014年4月1日
サービス提供責任者5名化、乗降介助を削除、利用料の額	2017年1月1日
指定介護予防型訪問介護および指定生活援助型訪問サービスの開始に伴う追加、修正	2017年4月1日
サービス提供責任者7名に	2018年6月1日
一般財団法人から公益財団法人へ	2019年1月28日
サービス提供責任者6名に	2019年1月28日
員数以上の表記、感染対策、利用者の人権擁護・虐待防止、業務継続計画の策定、地域との連携、ハラスメント防止対策	2021年4月1日
	以上